

## 業務監査を前提とした予備調査における監査法人からの改善案と対応

監査法人の現状認識	監査法人からの改善案	資金管理センターの対応
<p>1. 預託金等の収受の調査</p> <p>(1)新車時預託(メーカー経由)</p> <p>リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証(デイリー業務、月次業務)</p> <p>(イ)2月及び3月の入金(1月は入金なし)について、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表(三井住友銀行より)を照合した結果、全て一致したが、1ヵ月の入金累計とリサイクルシステムから出力された仕訳票(帳票サマリー)を照合した結果、入金額と仕訳票(帳票サマリー)は一致しなかった。その後(プログラムの修正後)、仕訳票(帳票サマリー)がリサイクルシステムから再出力(差替)され金額が変更された結果、金額は一致した。</p> <p>さらに、1月～3月のメーカー徴収入金予定情報と訂正後の仕訳票(帳票サマリー)を照合した結果、仕訳票(帳票サマリー)に記載された預託金額、手数料金額、入金額とも、調査日現在においては、1月の預託金額を除いて一致しなかった。</p> <p>不一致の原因については、コンピュータ・システムのプログラム上のバグとの説明を受けた。</p> <p>(ロ)会計伝票は日毎の連番になっているが、年あるいは月の通しの連番になっていない。現状では、請求書等の証憑から直接会計システムへ入力しているが、会計伝票の網羅性をチェックできる仕組みがなく、財務会計システムへの入力が漏れる恐れがある。また、会計伝票のファイリングの際に綴り漏れがチェックできない。</p> <p>新車時預託(並行輸入)、継続検査時等預託、引取時預託についても同様である。</p> <p>(2)新車時預託(並行輸入)</p> <p>リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証(デイリー業務、月次業務)</p> <p>(イ)日々の入金額については、自動車リサイクルシステムから出力される「入金予定情報」(CSV)では、並行輸入と自治体の振込口座の区分がなされておらず、そのため「振込票郵送型徴収 並行輸入/自治体 分割データ」を作成し、日々の入金額を手作業により並行輸入と自治体の入金を区分している。</p> <p>これは、振込郵送型徴収は当初並行輸入のみが想定されており、入金金額をシステム上区分する必要性がないと考えられていたようであるが、システムの使用決定後に自治</p>	<p>早急にシステム上のバグを修正する必要がある。</p> <p>プログラムの修正については、修正履歴をドキュメント化しておくことが望まれる。</p> <p>また、コンピュータ・システムの信頼性を検証するために、少なくとも財務諸表監査目的のシステム監査(情報システムに関する統制リスクの評価)を実施することが望まれる。</p> <p>月あるいは年での連番を付し、伝票の連番チェックを実施するとともに適切に承認された請求書等の証憑と財務会計システムへ入力された会計伝票の番号の整合性をチェックすることが望まれる。また、伝票のファイリングにおいても連番チェックを行う必要がある。</p> <p>なお、調査時点においては、1月から3月について会計の月次締めが行われていないとのことであるが、毎月翌月の一定期間内に締日を設定し、月次締の処理を行う必要がある。</p> <p>現在のリサイクル料金の徴収方法では、並行輸入の場合と自治体の場合では徴収方法が異なり、会計上も本来別々に管理されるべきものである。</p> <p>また、並行輸入の場合は、入金確認後にリサイクル券を発行するが、自治体の場合は、預託可能連絡書が発行された後(期限は定められていない)に入金となるため、個別に入金消し込みをせざるを得</p>	<p>システム上のバグの内容は確認済みであり、手作業で修正し、正確な処理を実施している。発生原因については現在確認中である。</p> <p>プログラムの修正履歴についてはシステム部で一元管理している。</p> <p>なお、会計監査の前提として新日本監査法人による情報システムの調査を受けている。</p> <p>伝票の採番体系は(財)自動車リサイクル促進センターの他部署と打合せした結果、日別採番としたものである。受領した請求書の管理方法については台帳を作成し、連番管理を行い、処理する。</p> <p>なお、3月度以降は月次締めを行っている。</p> <p>会計上の入金を自動で消し込みを行うことについては、開発の工数、コストを勘案すると対応は困難。そのため、郵便局口座を並行輸入用と自治体用の2つに分けて管理することを検討する。</p> <p>また、自治体車両の入金予定データをシステムで日次作成し、消し込み作業に使用できるようシステム設計は終</p>

<p>体からの振込の受皿として振込郵送型徴収を利用するようになったためと考えられる。</p> <p>また、業務グループでは、並行輸入及び自治体の入金については、申請番号ごとに日本郵政公社貯金事務センターから入手したFAXによる入金情報により個別に入金登録を行っている。この入金登録のデータは財務会計システムへ提供されていない。</p> <p>(ロ) 1月～3月の「振込票郵送型徴収 並行輸入 / 自治体 分割データ」の入金額と郵便振替受払通知票は一致した。また、1月～3月の総勘定元帳「預り金」に記帳された金額と「振込票郵送型徴収 並行輸入 / 自治体 分割データ」の預託金に記載された金額は、一部(3件)一致しなかった。不一致の3件については、預託済み未処理との説明を受けた。</p> <p>これは、入金日と預託日(処理日)が一致しないことから生じていると考えられる。</p> <p>日常の事務処理(料金算出、郵便振込票の送付、シール・R券送付等の業務の適正な処理(並行輸入、個人ユーザー))</p> <p>(イ) 日常の事務処理業務については、コンタクトセンターでその大半を実施しているが、これらの業務は外部の業者へ外注されている。資金管理法におけるコンタクトセンターの管理者は本部に常駐しており、当該管理者がコンタクトセンターの業務を常時チェックする状況にはないよう見受けられる。</p> <p>郵便振込票の送付、シール・R券送付等の業務の管理は、コンタクトセンターにおいて適切に行われているとのことであるが、資金管理法においてコンタクトセンターの日常の事務処理状況を把握できるような情報の入手あるいは管理帳票の出力などはなされていない。</p>	<p>ず、手作業による区分では非効率と考えられる。</p> <p>コンピュータ・システム上振込郵送型徴収の入金金額を並行輸入と自治体に区分したリストを出力する必要がある。会計上は、入金額が預託金、資金管理料金等になるものと未収入金の回収に該当するものを明確に区分した入金情報がリサイクルシステムから入手できるようにシステムを変更する必要がある。</p> <p>また、個別の入金については業務Gが実施していることから、経理Gでは業務Gが実施している入金登録が適時適切に行われているかをチェックすることとし、会計上の入金消し込みはシステム上で自動的に行えるようにすべきである。</p> <p>入金日と預託日を一致させる方向で検討することが望まれる</p> <p>料金算出、郵便振込票の送付、シール・R券送付等の業務において、依頼された日から処理日までの日数が通常考えられる日数を超えるについては、異常を示すデータとして出力され、これを管理者がこれをレビューする仕組みとする必要がある。</p>	<p>えており開発段階に入っている。</p> <p>郵便局からの入金連絡を毎日3回受けており、当日中に入金確認、預託処理を実施している。入金日と預託日が異なるケースは、該当車両の確認、入金額違い、車両情報の登録ミス等の修正、翌日になされる郵便局からの入金連絡等により預託が遅れる場合であり、個別に管理している。</p> <p>該当車両の確認、入金額違い、車両情報の登録ミス等の修正等により預託までの期間が一定以上を要するケースは稀にあるが、登録したものは翌日にはリサイクル券等の発送をしている。コンタクトセンターにおいてスーパーバイザーが案件ごとの工程管理を実施しており、異常ケースは把握している。</p> <p>現在、コンタクトセンターの工程の見直し作業を行っているおり、さらに厳格な工程管理が行えるよう作業を進めている。</p>
--	--	--

<p>(3) 継続検査時等預託 委託団体・整備事業者との契約、登録管理 (口座引落し) (イ) 2月及び3月の入金(1月は入金なし)につき、「JCB お支払い通知」、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表(口座引落徴収は三井住友銀行、車検場徴収はみずほ銀行より)を照合した結果、全て一致したが、調査時点において、口座引落徴収の3月16日187,405円の入金が、「JCBより入金不明分」として処理されていた。 また、2月23日の口座引落徴収の入金について、仕訳伝票日付が振替日の2月10日として処理されていた。</p> <p>(ロ) 1月分(2月入金)と2月分(3月入金)の1ヵ月の入金累計と仕訳票(口座引落徴収および車検場徴収・帳票サマリー)を照合した結果、入金額と仕訳票(帳票サマリー)は一致しなかった。また、1月分と2月分の資金管理料金収入について仕訳伝票合計と仕訳票(口座引落徴収および車検場徴収・帳票サマリー)を照合した結果、一致しなかった。 不一致の原因のひとつとしては、コンピュータ・システムのプログラム上のバグがあるとの説明を受けた。</p> <p>(ハ) 口座引落により回収されることが予定されていた預託金等について、口座引落不能により一時的に預託金等が回収不能扱いとなるケースが多発している。 これは、業者登録に際して、当初予定していた期間の締め切り後に業者登録の申請が殺到しこれを受け入れざるを得なかったこと、また、登録業者の基準を下げたため当初想定されていた業者数を大幅に上回り、業者登録の事務処理を行うセンターの事務能力を上回ったと考えられる。 センターにおいて事務処理が滞った結果、自動車リサイクル法のスタート時期に間に合わせるため、十分な口座確認を行えないままID、パスワードを交付する結果となり、JCBの口座引落が不能となる事後の事務処理の混乱を招いていると考えられる。</p>	<p>不明分についてはJCBへ問い合わせるなど適時に処理する必要がある。 単純な伝票日付の誤りと考えられるが、日々入金額と帳簿上の金額を照合するなどチェック体制を強化する必要がある。</p> <p>プログラム上のバグについては、新車時預託の場合と同様である。それ以外の要因があるかどうか差異原因を究明する必要がある。</p> <p>想定外の事項であり、当面はシステム外で手作業等により対応せざるを得ないと思われるが、登録業者から合理的な期間内に入金のないものについては、預託金等の事後納付ができる業者資格の取消などの対応が必要と考える。 今後も口座引落不能が多く発生するようであれば、システム的な対応が必要と考える。</p>	<p>JCBからの入金不明分187,405円についてはJCBから回答を得て解決済み。(3月度決算に反映済) また、伝票日付は入金日と引落日を取違えたものであり、今後このような間違いがないよう徹底した。</p> <p>金額の相違額は1月907,680円、2月4,320円。原因については調査中。</p> <p>「口座引落不能により一時的に預託金等が回収不能扱いになるケースが多発」とは、法施行までに事業者登録を終了させるため、口座確認を十分できないまま口座引落徴収として登録した事業者について、口座情報が特定されず一時的に引落しができないケースが発生していることを指している。 引落不能案件については事業者登録センターや集金代行機関と連携し個別管理を実施し、入金を督促するとともに、口座登録申請から引落可能日までの日数を事業者に周知し、引落不能案件の減少を図っている。 また、これらの登録業者から合理的な期間内に入金がないものについては契約の解除手続を実施することとし、登録業者の責により入金がないケースについては、払込期限を明示した督促状を既に送付済み。 事業者登録の工程、システムへの口座情報反映タイミング及び事業者への通知方法、金融機関マスタの持ち方などを中心にあるべき姿について見直しを進めている。</p>
--	--	--

<p>(二)月次で出力される仕訳票によって、月次の預託金や資金管理料金収入を一旦未収入金に計上して、入金都度、未収入金を消し込むが、この消し込みに当たり、預託金や資金管理料金収入の区分に対応した未収入金の実績値をあらわす会計資料がない。そのため、「JCB入金分預託金会計振替分試算表」を作成して、入金に対応する預託金額を計算し、振り替えている。</p> <p>これは口座引落徴収が不能となる件数は少なく、手作業で対応可能と想定していたため、大量の口座引落不能の事態にシステム的な対応は行っておらず、個別計算による振替で対応しているとの説明を受けた。</p> <p>(コンビニ:SPC)</p> <p>(イ)1月と2月の入金につき、NTTコムウェアから送付された「SmartPit 精算書合計」、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表(みずほ銀行)を照合した結果、全て一致したが、調査時点においては、1月と2月の1ヵ月の入金累計の結果である仮受金の月次振替の会計伝票と仕訳票(SPC徴収・帳票サマリー)を照合した結果、各月末で整合しなかった。</p> <p>その理由は、入金額は4枚の「SmartPit 精算書」の合計と一致するが、3月まではリサイクルシステムから出力される収支報告書が、1枚の「SmartPit 精算書」しか反映していなかったため、それを利用することができなかったとのことである。</p> <p>このため、経理Gの担当者が作成した「資金管理料金会計入金処理パターン」では、入金時に預託金会計預り金、支払手数料、仮受金(管理料金収入分)に仕訳処理を行うことになっているが、システムのバグによってこれを行うことができず、3月18日入金分までは全額仮受金で処理していた。</p> <p>さらに、1、2月においては、月次処理にて仮受金の振替を行ったが、当初誤って預託日ベースで処理(例えば1/31預託日、NTTコムウェアから入金日2/5も1月分とした)をしていたことから、3月に入金日ベースとなるように遡及して修正したが、帳簿上の預金残高に狂いが生じたため、一旦期中の振替及び修正処理を全て取り消して、1月から3月分をまとめて計算した「SPC仕訳パターン」に基づき振替計上処理を行っていた。</p> <p>(ロ)3ヵ月間の入金合計額と仕訳伝票の仮受金振替額は一致していた。また、仕訳票(SPC徴収・帳票サマリー)の資金管理料金収入と仕訳伝票の計上額は一致していたが、3月18日入金分の資金管理料金において、システムから出力されたデータを加工した収支報告とSPC仕訳パターンに185,400円の差が生じていた。</p> <p>(ハ)収納手数料の計上において、本来システムで区分されるべき数値がシステム上新車、車検、引取の区分ができないため、合計額を予算計上時の想定台数の比率0%:</p>	<p>定期的な口座引落で引落不能となり、後日入金があったものについては、月次では区分が可能な資料が出力されることから、日時では仮勘定で処理しておき、資料が出力された時点で仮勘定を正しい数値に置き換え、本勘定へ振り替える処理を行う必要がある。</p> <p>今後も口座引落不能が多く発生するようであれば、システム的な対応が必要と考える。</p> <p>日々入金額と帳簿上の金額を照合するなどチェック体制を強化する必要がある。</p> <p>また、単純な事務処理上のミスと考えられるものがあるが、二重チェックおよび管理者による承認時のチェックを徹底する必要がある。</p> <p>単純な事務処理上のミスと考えられるが、二重チェックおよび管理者による承認時のチェックを徹底する必要がある。</p> <p>リサイクルシステム上で区分し、会計に必要なデータを適時に提供できるようシステムの見直しを検討すべきである。</p>	<p>預託金、資金管理料金収入の区分に対応した未収入金について実績値を示す会計資料を日次で作成している。(定期的な口座引落で引落不能となり、後日入金したのものについて、日次で本勘定で処理している。)</p> <p>事前に入金予定情報が提供され、入金予定日の早い時点で金額が確認できるため、日次照合を行うことにする。また、SPCとの間で売掛債権を月次で検証する体制を構築できるよう調整中。</p> <p>なお、1・2月の自動車リサイクルシステムのSPC部分が稼働しなかったことにより仕訳処理に一部混乱が生じたが、現在はシステムは正常に稼働しており、正しい処理となっている。伝票処理についても、上位者の承認時にチェックを徹底している。</p> <p>検証した結果、185,400円の差異が発生しているため、訂正した。なお、伝票の二重チェックを実施しており、4月から仕訳票と総勘定元帳の照合を実施している。</p> <p>月度ベースで新車・車検・引取の区分ができるデータが提供されていたが、3月までは四半期分をまとめて確定さ</p>
--	--	---

<p>86%:14%で計上している。</p> <p>(二) 収支報告は日々リサイクルシステムから出力されるが、預託日ベースで作成されており、CSVにデータを落として手作業により加工しなければ、会計データとして利用できない状況であった。</p> <p>手作業によるデータ加工の結果については、内部的なチェックは行われていない。業務が非効率であり、かつ、誤謬が発生する可能性がある。</p> <p>(セブンイレブン徴収)</p> <p>(イ) 調査時点において、1月と2月の1ヵ月の仮受金計上累計と月次の仮受金の振替額を照合した結果、一致しなかった。また、1月と2月の資金管理料金収入に対応する仮受金振替額と未収金の合計額と仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)の資金管理料金額を照合した結果、2月分は一致していたが、1月は一致しなかった。さらに、1月と2月の資金管理料金収入について仕訳伝票合計と仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)を照合した結果、2月分は一致していたが、1月は一致しなかった。</p> <p>不一致の原因のひとつとしては、コンピュータ・システムのプログラム上のバグがあるとの説明を受けた。</p> <p>(ロ) 収納手数料の計上においては、システム上新車、車検、引取の区分ができないため、合計額を予算の比率0%:86%:14%で計上していた。</p> <p>(郵便局徴収)</p> <p>(イ) 1月と2月の入金につき、郵便局徴収の日々の収支報告から任意に6日(6件)を抽出し、郵便局払替受払通知票と照合した結果、全て一致していた。また、上記サンプルした収支報告と入金、預託金、手数料及び仮受金(資金管理料金相当)の計上額について、仕訳伝票と照合した結果、全て一致していたが、収納手数料の計上においては、システム上新車、引取の区分ができないため、合計額を予算の比率86%:14%で計上していた。</p> <p>引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>(イ) JCB において引落ができなかった場合にリサイクルシステムから引落不能結果が出力されるが、出力情報は、IDと金額のみであり、事業者名、事業者の住所等の情報がないため、このままでは未収金管理に使用できない。このため、このデータを「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」にメールにて送信し、事業者登録管理データとマッチングさせて債権管理のための情報を付加のうえ、担当者に返信される手続が行われて</p>	<p>システムから会計処理に必要なデータを提供できるようにシステムの見直しを検討すべきである。</p> <p>入金日と預託日を一致させることを検討する必要がある。</p> <p>早急にシステム上のバグを修正する必要がある。</p> <p>一方、日々入金額と帳簿上の金額を照合するなどチェック体制を強化する必要がある。</p> <p>プログラムの修正については、修正履歴をドキュメント化しておくことが望まれる。</p> <p>リサイクルシステム上で区分し、適時に会計に必要なデータを提供できるようにシステムの見直しを検討すべきである。</p> <p>リサイクルシステム上で区分し、適時に会計に必要なデータを提供できるようにシステムの見直しを検討すべきである。</p> <p>経理Gにおいて手作業によるデータ加工等を行わずに未収金管理に利用できる程度のデータあるいは帳票はシステムから提供されるべきと考える。</p> <p>会計上も口座振替不能については、未収入金として管理されるべきであり、総勘定元帳の未収入金の補助元帳を作成する必要がある</p>	<p>せることにしていた。4月以降は提供データに基づき月度で振り分けを実施。</p> <p>CSVファイルを変換するプログラム作成につき検討する。なお、預託日はユーザーがコンビニエンスストアで支払った日と一致しており、これを預託の基準としている。</p> <p>不一致の金額(400円、43,580円、44,540円、960円)については原因を調査中。</p> <p>事前に入金予定情報が提供され、入金予定日の早い時点で金額が確認できるため、日次照合を行うことにする。なお、セブンイレブンとの間で売掛債権について月次で確認を実施している。</p> <p>また、プログラムの修正履歴についてはシステム部で一元管理している。</p> <p>(コンビニ:SPC)(ハ)と同じ。</p> <p>(コンビニ:SPC)(ハ)と同じ。</p> <p>引落不能結果の出力データに事業者名・住所等の基礎データを追加することについてシステムの改修を検討中。</p> <p>また、口座振替不能による未収金を事業者別に管理する方法を検討する。</p>
---	---	---

<p>いる。この手続に1～3日を要しており、引落不能が判明してから次の引落までの日数が限られることから業務上支障をきたす場合があるとの説明を受けた。</p> <p>さらに、このデータには JCB の振込予定額には金融機関口座引落のデータが受け付けられなかったもの(請求データ受付精査エラーリスト(JCB))が除外されている(反映されていない)ため、これを付加している。これらの情報を取り纏めて「未収金管理表(通称 NG リスト)」を作成している。</p> <p>(ロ)未収金管理表には、入金予定額(委託手数料などを相殺した後の金額)しか分からず、預託金、資金管理料金収入等の項目ごとの入金実績は、リサイクルシステムでは把握できないとの回答を得た。(データソースを基にして、汎用ソフト(エクセル)を用いて資金管理法人において計算し把握。)</p> <p>(ハ)引落不能管理については、当初口座引落業者を1,500件と想定されていたので、残高不足などのエラーは月に数件程度の発生と考えられ、手作業で対応可能と考えられていた。しかしながら、当初想定していたBタイプの業者登録基準を引き下げたことなどもあって、口座引落業者は約35,000件に増加した。これにより、コンタクトセンターにおける業者登録において、業務量の増大に対応しきれず、業者登録業務における銀行口座の開設等の確認が適正になされないままIDやパスワードが業者に付与された。この結果、NGの理由として引落情報がマッチングできなかった“取引なし”や口座振込みの依頼のない“口振なし”になる件数が多く発生している。</p> <p>未収入金管理においては、システム化されておらず手作業により対応せざるを得ないため多大の労力を要し、業務が負担になっているとの回答を得た。</p> <p>(二)与信管理等のための債権管理規程はない。</p> <p>(4)引取時預託 引取業者との契約、登録管理 (振込票郵送型徴収):自治体</p> <p>(イ)日々の入金額については、自動車リサイクルシステムから出力される「入金予定情報」(CSV)では、並行輸入と自治体の区分がなされておらず、「振込票郵送型徴収 並行輸入/自治体 分割データ」を作成し、日々の入金額を手作業により並行輸入と自治体の入金を区分している。</p> <p>一方、業務グループの担当者のお話では、並行輸入及び自治体の入金については、申請番号ごとに日本郵政公社貯金事務センターから入手したFAXデータにより個別に入金登録を行っている。この入金登録のデータは財務会計システムへ提供されていない。</p>	<p>る。</p> <p>会計上必要とされるデータ(入金額、委託手数料等)は、リサイクルシステムからデータあるいは帳票として提供される必要があると考える。システムの見直しが必要である。</p> <p>想定外の事項であり、当面はシステム外で手作業等により対応せざるを得ないと思われるが、登録業者から合理的な期間内に入金のないものについては、預託金等の事後納付ができる業者資格の取消などの対応が必要と考える。</p> <p>債権管理規程および債権管理マニュアルを策定すべきである。</p> <p>コンピュータ・システム上振込郵送型徴収の入金金額を並行輸入と自治体に区分したリストを出力する必要がある。会計上は、入金額が預託金、資金管理料金等になるものと未収入金の回収に該当するものを明確に区分した入金情報がリサイクルシステムから入手できるようにシステムを変更する必要がある。</p> <p>また、個別の入金については業務Gが実施していることから、経理Gでは業務Gが実施している入金登録が適時適切に行われているかをチェックすることとし、会計上の入金消し消し込みはシステム上で自動的に行えるようにすべきである。</p>	<p>未収金管理に必要とされる品目別入金額・資金管理料金・委託手数料等のデータを出力できるよう自動車リサイクルシステムの見直しを検討中。</p> <p>登録業者から合理的な期間内に入金がないものについては契約の解除を実施することとし、登録業者の責により入金がないケースについては、払込期限を明示した督促状を既に送付済み。</p> <p>規程/マニュアルは必要であり、7月中に作成させる。</p> <p>会計上の入金を自動で消し込みを行うことについては、開発の工数、コストを勘案すると対応は困難。そのため、郵便局口座を自治体用と並行輸入用の2つに分けることを検討する。</p> <p>また、自治体車両の入金予定データはシステムで月次作成となっているため、これを日次作成し、消し込み作業に使用できるようシステム設計は終えており開発段階に入っている。</p>
---	---	--

<p>(ロ) 1月～3月の入金累計と仕訳票(帳票サマリー)は、一致しなかった。これは、自治体からの入金が預託後となるためであり、1月～3月の総勘定元帳の預託金額(「再資源化預託金等」と仕訳票(帳票サマリー)は一致している。</p> <p>自治体の入金は預託後となるため、会計上未収入金が発生すると考えられるが、日々(預託可能連絡書発行の都度)あるいは月次で未収入金を計上していないため、財務会計システムから未収入金のリストは出力されておらず、財務会計システムでは未収入金を相手先ごとに把握するシステムになっていない。</p> <p>リサイクルシステムにおいても会計上の未収入金を管理するための帳簿は作成されていない。</p> <p>2. 資金管理法の一般管理に係る調査</p> <p>(1) 自動車リサイクル法及び寄付行為の遵守状況の検証</p> <p>業務管理規程類は「認可申請書」(レターファイル)に綴じられており、各規程が独立して整理されていない。</p> <p>資金管理業務規程は制定後、2回改定されている。附則に改訂に係る文言があるものの改定履歴、最終改定年月日が規程の文面において明示されていない。</p> <p>事業報告書及び収支決算書は、主務大臣に提出しなければならない件に関し、コピーはあるものの提出原本としてファイルされていない。</p> <p>寄付行為第44条(備付け書類及び帳簿)につき、再資源化等預託金の額の総額等を示す帳簿名が具体的に何を示すかは明示されていない。なお、平成15年度の総勘定元帳はバインダーに、平成16年度の総勘定元帳はA4レターファイルに綴じられている。</p> <p>(2) 資金管理業務規程・業務細則の遵守状況</p> <p>寄付行為第44条に基づき策定されている資金管理業務規程第33条において、帳簿の名称が何かは規定上不明であり、様式も明示されていない。</p> <p>(3) 経理規程、決裁規程の遵守状況</p> <p>平成16年度第一四半期決算報告書において予備費を使用しているが、理事会議事録において、報告事項に記載されていない。</p>	<p>自治体に対する未収入金を管理するために、未収入金のデータをリサイクルシステムから財務会計システムへデータを提供し、(財務会計システムにおいても)債権管理を行うための補助元帳を作成する必要がある。</p> <p>規程には、番号を付すとともに規定管理規程あるいは文書管理規程を設ける必要がある。規定(文書)管理規程は文書の作成・管理・保存・廃止・書証・事故等に対する基本的な事項を定めるものであり、紙媒体にとどまらず磁気媒体についても規定することが望まれる。</p> <p>規程には、少なくとも制定日、最終改定年月日を明示することが望まれる。</p> <p>主務大臣に提出する事業報告書及び収支決算書については、理事会承認後修正されることも考えられるので、提出原本である旨を明記した文書を文書管理規程に基づき、保管することが望まれる。</p> <p>寄付行為第44条(備付け書類及び帳簿)に規定する備付書類及び帳簿については、資金管理業務規程等で規定することが必要である。また、総勘定元帳等は、年度ごとに製本することが望ましい。</p> <p>資金管理業務規程第33条において、法第100条及び寄付行為第44条に基づき作成する帳簿名を具体的に規定する必要がある。</p> <p>予備費の支出は、理事長決裁であるが、その後の理事会において報告される必要がある。</p> <p>現金出納帳の記載方法について、具体例のある記載要領を作成</p>	<p>自治体に対する未収入金管理リストを自動車リサイクルシステムから提供できるようシステムの手直しを検討する。</p> <p>文書管理規程は原案を作成済み。早急に成案としてまとめて9月の総務委員会に提案議決の上、理事会に報告予定。</p> <p>資金管理業務規程については制定日・改定日を明示して、単独のファイルとしてファイリングする。</p> <p>また、主務大臣に対して提出する事業報告書・収支決算書については提出原本の写しであることを明示してファイリングする。</p> <p>なお、寄附行為第44条に規定する備付け書類については、資金管理法固有のものではないこと、また、帳簿については主務省令により記載項目が定まっていることから資金管理業務規程等で規定する必要はないと考える。</p> <p>総勘定元帳等は年度毎に製本して管理することにする。</p> <p>5月末に帳票名・様式を決定し、主務官庁にも確認済。</p> <p>次回以降、理事会に報告したことを議事録に記載するようにする。</p> <p>また、手許現金については、出金日を原則として毎週金</p>
---	--	--

<p>手許現金は、日々現金出納帳残高と照合し、会計担当グループリーダーに報告すると規定されているものの、収支のあった日において金種表が作成されていない日が散見される。また、金種表には担当者の印はもれなくあるもののグループリーダーの印のない日が散見される。</p> <p>現金出納帳の記帳に当たって、出納年月日が30日の次に27日のように以前の日付を記載する例がある。</p> <p>(4) 調達規程の遵守状況</p> <p>契約は、見積合せあるいは提案書提出方式でもっとも有利とされるところと基本契約書を締結し、その後は見積書等で発注しているケースが多いが、当初指名競争等を実施したときのどの契約方式で行うか、どの業者を指名するか等について承認状況が明確となっていない。</p> <p>(5) 稟議規程の遵守状況</p> <p>稟議規程においては、大半の業務が理事長決裁とされている。法人の規模、理事長が非常勤であること等から判断すると、稟議規程が法人の実態と見合っていないと考えられる。</p> <p>業者との契約締結に係る伺い書においては、契約締結理由・業者選定理由等は記載されておらず、契約書の締結について押印を求めるものと読めるものが多々あった。</p> <p>法人には印章取扱規程がなく、捺印のルールについて文書化された規定はない。また、職務権限規程は制定されていない。</p>	<p>するとともに収支のあった日において、グループリーダーの確認印を求める必要がある。</p> <p>調達においては、決裁規程に応じてしかるべき責任者が承認したことを明示(承認状況を明確化)しておく必要がある。</p> <p>理事会において決定すべき事項、理事長が決裁すべき事項、担当理事が決裁し理事長へ報告すべき事項、部長が決裁し担当理事へ報告すべき事項等を整理し、十分に内容を検討し承認する体制とすることが望まれる。</p> <p>伺い書において記載すべき事項につき、決裁すべき事項等具体例のあるマニュアル等を整備する必要がある。</p> <p>印章の作製・登録・保管責任者・捺印者・捺印手続等について明記した印章取扱規程を策定する必要がある。</p>	<p>曜日とし、収支があった日には残高をグループリーダーへ報告するよう改めた。</p> <p>ランニング費用は自動車メーカーとユーザーの折半としているため、これに該当するものは(財)自動車リサイクル促進センターも参加している(社)日本自動車工業会のリサイクル廃棄物部会・システム構築部会で承認されており、9月末までに経緯を取りまとめる。</p> <p>稟議決裁規程を遵守して業務を行っているが、決裁権限者については見直しの余地があるかどうかを検討する。</p> <p>稟議書の記載項目等についてのマニュアル作成、担当者への周知徹底のための啓蒙活動を実施中。</p> <p>印章の作製・登録・保管責任者・捺印者については公印取扱要領により規定されているので、公印管理簿を作成して管理することを検討する。</p>
--	--	--